

桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案の概要について

1 趣旨

都市計画法及び関係政省令が改正され、令和4年4月1日から、市街化調整区域内において特例的に開発を認める大規模指定既存集落や既存集落内の自己用住宅に係る開発許可の対象となる区域（以下「許可対象区域」という。）に、開発不適地である災害危険区域等が含まれている実態があることや、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、許可対象区域に災害リスクの高いエリアを含めないことが法令上明確化されました。

これに伴い、「桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部を改正し、許可対象区域から災害リスクの高いエリアを含めないこととなります。

2 改正の内容

災害の防止等の事情を考慮し、条例の許可対象区域から災害の高いエリアとして以下の区域を含めないこととなります。

- ① 災害危険区域（建築基準法第39条1項）
- ② 地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ④ 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条1項）
- ⑤ 浸水想定区域（水防法第15条第1項4号）のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3メートル以上の区域

3 施行期日（予定）

令和4年4月1日